

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量 に係る総量削減基本方針（東京湾）

この総量削減基本方針は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の2の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第1号に掲げる区域について、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量で表示した汚濁負荷量の総量の削減に関し基本的な事項を定めるものである。

ただし、この総量削減基本方針に基づく総量削減計画が定められるまでの間においては、平成13年12月11日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（東京湾）は、なおその効力を有する。

1 削減の目標

発生源別及び都県別の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の削減目標量を次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

表1 発生源別の削減目標量

（単位：トン/日）

	削減目標量	(参考) 平成16年度における量
生活排水	128	144
産業排水	41	42
その他	24	25
総量	193	211

表2 都県別の削減目標量

（単位：トン/日）

	削減目標量	(参考) 平成16年度における量
埼玉県	73	81
千葉県	36	42
東京都	58	61
神奈川県	26	27
総量	193	211

(2) 窒素含有量について

表3 発生源別の削減目標量
(単位：トン/日)

	削減目標量	(参考) 平成16年度における量
生活排水	130	136
産業排水	29	29
その他	40	43
総量	199	208

表4 都県別の削減目標量
(単位：トン/日)

	削減目標量	(参考) 平成16年度における量
埼玉県	59	61
千葉県	33	36
東京都	76	78
神奈川県	31	33
総量	199	208

(3) リン含有量について

表5 発生源別の削減目標量
(単位：トン/日)

	削減目標量	(参考) 平成16年度における量
生活排水	9.5	10.4
産業排水	1.7	1.8
その他	2.7	3.1
総量	13.9	15.3

表6 都県別の削減目標量
(単位：トン/日)

	削減目標量	(参考) 平成16年度における量
埼玉県	3.8	4.1
千葉県	2.3	2.7
東京都	5.8	6.0
神奈川県	2.0	2.5
総量	13.9	15.3

2 . 目標年度

目標年度は平成 2 1 年度とする。

3 . 汚濁負荷量の削減の方途

東京湾における水環境改善を図るため、次の施策を推進することにより、削減目標量の達成を図る。

- (1) 下水道整備を促進するほか、地域の実状に応じ、浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等各種生活排水処理施設の整備を進めるとともに、生活排水処理の高度化及び適正な維持管理の推進等の生活排水対策を計画的に推進すること。
- (2) 指定地域内事業場について、これまで行われてきた汚濁負荷削減の取り組みと難易度、費用対効果、除去率の季節変動等に配慮した適切な総量規制基準を定め、その遵守を図ること。
- (3) 環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正な管理、養殖漁場の環境改善、合流式下水道の改善等の施策を推進するほか、小規模特定事業場、未規制事業場等について上乘せ排水基準の設定等による排水規制、汚濁負荷の削減指導等を行うこと。
- (4) 情報発信、普及・啓発等を通じて広範な理解と協力を得ること。

4 . その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

- (1) 残された干潟を保全するとともに、失われた干潟の再生の推進を図ること。また、底泥除去や覆砂等の底質改善対策の推進を図る。
- (2) その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な諸施策を講ずる。

(参 考)

東京湾に流入する水の汚濁負荷量

- (1) 化学的酸素要求量について

平成 1 6 年度における総量	1 7 8 トン / 日
目標年度における総量	1 6 4 トン / 日
- (2) 窒素含有量について

平成 1 6 年度における総量	1 9 5 トン / 日
目標年度における総量	1 8 8 トン / 日
- (3) りん含有量について

平成 1 6 年度における総量	1 3 . 0 トン / 日
目標年度における総量	1 1 . 9 トン / 日